

## 第 265 回狛江市行財政改革推進本部会議会議録

- 1 日 時 平成 25 年 11 月 19 日（火）午後 1 時 20 分～午後 1 時 25 分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 本部長 高橋市長  
副本部長 有馬教育長  
本部員 石森企画財政部長  
本部員 小川総務部長  
本部員 水野市民生活部長  
本部員 松坂児童青少年部長  
本部員 松本建設環境部長  
本部員 小林議会事務局長  
本部員 小泉教育部長  
事務局 小川政策室長  
遠藤道路公園課長  
富田政策室企画法制担当主査 鈴木道路公園課管理係長
- 4 欠席者 平林福祉保健部長
- 5 議 題 1. 道路占用料について
- 6 会議概要

本部長 これより、第265回狛江市行財政改革推進本部会議を開催する。議題1「道路占用料について」事務局から説明をお願いする。

事務局 前回の道路占用料の改定にあたり、平成22年第1回定例会において道路管理条例の改正について可決をいただいた。改定した理由としては、それまでは道路占用料を算出するにあたり、多摩26市の平均固定資産税評価額をもとに東京都が算出した市部単価を採用していたが、道路占用者と市民との税の公平性を確保するため狛江市固定資産税評価額を使用した単価を採用するため改正をしたものである。前回の道路占用料改正の過程では、前年度の平成21年第4回定例会において、道路管理条例の改正案を議案として提出したが一度否決された経緯がある。否決理由としては、値上げ分に関して毎年30%ずつ段階的に5年間かけて引き上げることで激変緩和を行い、最終到達金額を設定したが、上昇の勾配が急ではないか、最終到達金額があまりにも高すぎるのではないか、値上げ分が市民生活に反映するのではないかなどであった。その後、見直しを行い最終的な内容として、1つ目として、激変緩和を30%から20%に和らげ、最終到達時期を2年間延長し、7年間に設定した。2つ目として、企業負担を和らげるため、狛江市の独自修正率を採用し、単価の軽減をした。3つ目として、制度の検討として「この条例の施行後3年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。」という一文を道路管理条例に規定することとした。この規定に基づき、今回、道路占用料の見直しについて検討を行ったものである。

占用料の算出方法について、以前は東京都の計算式に準じて算出していたものを、企業負担を和らげるため、その計算式に狛江市の独自修正率を加え、単価の軽減を行っている。狛江市の固定資産税評価額の推移をみると、平成22年改正当時の固定

資産税評価額は平成21年の207,480円を採用しているが、平成24年は180,724円であり、約13%の下落となっている。また、過去においても同様の上下幅を示している年がある。狛江市の計算式では、企業負担を和らげるために独自修正率を設けており、現在の単価は今回の変動幅以上の単価の軽減を行っている。また、過去においても同様の上下幅を示している年もあり、今後の社会情勢の動向によっては同様の変動も見込まれることから、平成28年度までは条例改正をせず、現状の条例の別表で示している単価のまま運用していきたいと考えている。なお、平成28年度以降につきましては、改めて平成27年の固定資産税評価額を考慮して検討していくこととしたい。説明は、以上である。

本部長 何か質問はあるか。なければ、この案を了承とする。以上で第265回行財政改革推進本部を終了する。